

ワーク・ライフ・バランスの推進に伴う時差勤務の試行結果  
 及び第2回試行の実施について

1 時差勤務の試行結果について

(1) 利用者数 90人(利用率 49.7%、対象者数 181人)

※対象：政策室・経営室所属の常勤職員及び再任用職員のうち希望する職員

(2) 利用者内訳

(人)

		割り振り変更時間				計
		7:30~16:15	8:00~16:45	9:00~17:45	9:30~18:15	
利用者数(実人員)		17	33	25	15	90
内訳 (延)	7月11日~18日 (前5日間)	13	23	17	12	65
	7月19日~25日 (後5日間)	11	17	15	8	51

(3) アンケート結果

回答者数 130人(回答率 71.8%)

○ 利用した職員へのアンケート結果(83人)

・利用した理由(複数回答可)

育児	介護	健康づくり 趣味・自己啓発	業務効率化 生産性向上	その他	計(延)
10人	0人	35人	32人	22人	99人
10.1%	0.0%	35.4%	32.3%	22.2%	

※その他の主な回答：通勤混雑時間の回避、家事

・満足度

満足 やや満足	普通	不満足 やや不満足	計
67人	12人	4人	83人
80.7%	14.5%	4.8%	

・所属での利用調整の状況

円滑 ほぼ円滑	円滑でなかった やや円滑でなかった	計
79人	4人	83人
95.2%	4.8%	

※「円滑でなかった」「やや円滑でなかった」主な理由

- ・繁忙期の担当では利用が困難であった。

・業務への支障の有無

支障なし ほぼ支障なし	支障があった やや支障があった	計
68人	15人	83人
81.9%	18.1%	

※「支障があった」「やや支障があった」主な理由

- ・8:30～8:40に実施している朝礼に全員揃わなくなり、若干コミュニケーションが取りづらくなった。
- ・他所属の時差勤務利用者が分からず、打合せ等の日程調整が意外と大変だった。
- ・遅出の場合、17時15分以降空調が止まったため暑くて作業効率が落ちる。

○ 利用しなかった職員へのアンケート結果（47人）

・利用しなかった理由

必要がない	利用調整により 利用できなかった	利用したい 時期でない	その他	計
14人	5人	8人	20人	47人
29.8%	10.6%	17.0%	42.6%	

※その他の主な回答

- ・利用したい割り振り時間でなかった。
- ・空調が止まっているため。

・所属での利用調整の状況

円滑 ほぼ円滑	円滑でなかった やや円滑でなかった	計
43 人	4 人	47 人
91.5%	8.5%	

※「円滑でなかった」「やや円滑でなかった」主な理由

- ・一週間連続のため調整が難しかった。

・業務への支障の有無

支障なし ほぼ支障なし	支障があった やや支障があった	計
41 人	5 人	46 人
89.1%	10.9%	

※1人未回答

※「支障があった」「やや支障があった」主な理由

- ・定例ミーティングの時間を変更した。

○ 主な自由意見

- ・時差勤務時間に合わせて空調も稼働してもらえると、さらに業務の効率が良くなると感じた。(同意見、他に6件)
- ・時差勤務者は「グループウェアのスケジュール機能にその旨表示する」等のルール決めをして欲しい。全庁で実施した場合、利用者が不明なためスケジュール調整に支障が生じる。
- ・本格導入を望む。(約20件)

(4) 試行結果に基づく主な課題

- ・窓口職場における利用者数の調整(正規の勤務時間における最少人員数の確保)
- ・時差勤務利用者のスケジュール管理(庁内会議等の開催日時調整)
- ・空調や照明等の稼働時間に伴う職員の安全衛生、庁舎管理コスト及び環境負荷

## 2 第2回試行の実施について

- (1) 期 間 平成29年8月14日(月)～平成29年9月1日(金)
- (2) 対 象 本庁舎内に勤務する常勤職員及び再任用職員のうち希望する職員
- (3) 勤務時間の割り振り変更内容

### ① 割り振り期間

区分ア～ウのうち、一つ又は複数の区分を任意に選択

区分	利 用 期 間	日 数
ア	平成29年8月14日(月)～8月18日(金)	5日間
イ	平成29年8月21日(月)～8月25日(金)	5日間
ウ	平成29年8月28日(月)～9月 1日(金)	5日間

### ② 割り振り時間

正規の勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
① 割り振り変更	午前7時30分から午後4時15分まで
② 割り振り変更	午前8時00分から午後4時45分まで
③ 割り振り変更	午前9時00分から午後5時45分まで
④ 割り振り変更	午前9時30分から午後6時15分まで

### (4) 利用手続き

勤務時間の割り振り変更命令を準用する。

なお、職場及び業務への影響については、各所属において調整するものとする。

### (5) 根拠規程

中野区職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程第7条第3項等